

第1章 平成24年度事業の概要

I. 目的

交通事故被害者等（交通事故^{*}により害を被った者及びその家族または遺族をいう。以下同じ。）が、深い悲しみやつらい体験から立ち直り、回復に向けて再び歩み出すことができるような土壌を醸成し、交通事故被害者等の権利・利益の保護を図ることを本事業の目的とする。

※ここでいう交通事故とは、道路交通法第2条第1項第1号に規定する道路において、車両等及び列車の交通によって起こされた事故で、人の死亡又は負傷を伴うもの（人身事故）をいう。

II. 事業の概要

平成 24 年度は、以下の事業を実施した。

- ① 本事業の目的の達成に資するため、交通事故被害者等に接する立場にある者の資質を向上させるとともに、交通事故被害者等の自助グループ（「同じようなつらさを抱えた者同士が、お互いに支え合い、励まし合うなかから、問題の解決や克服を図り、被害に遭う前の平穏な生活を再び取り戻す」ことを目的に集うグループのことをいう。以下同じ。）に対する支援を行った。
- ② 交通事故被害者や交通事故で家族・級友を亡くした子どもの支援に向けて、地域の関係者の意思疎通を図るため、意見交換会を実施した。

III. 事業の内容

本事業の目的を踏まえ、平成 24 年度に行った事業内容の詳細については、以下の通りである。

- ① 交通事故被害者サポート事業検討会
- ② 自助グループ運営・連絡会議
- ③ 各種相談窓口等意見交換会
- ④ 交通事故で家族・級友を亡くした子どもの支援に関する意見交換会

なお、本事業は、いずれも内閣府が日本 PMI コンサルティング株式会社に委託して実施した。

IV. 検討会

1. 目的

被害者学、精神医学、被害者支援、遺族心理に関する有識者からなる交通事故被害者サポート事業検討会を設置し、平成 24 年度交通事故被害者サポート事業の実施方針、実施方法、事業総括等について検討することを目的とする。

2. 事業内容

平成 24 年度交通事故被害者サポート事業の実施方針、実施方法、事業総括等の決定及び各事業の進捗状況の管理を行うとともに、事業実施報告書等を作成した。

3. 委員

当検討会の委員は、以下の通りである（敬称略）。

- ・常磐大学大学院被害者学研究科教授 富田信穂（座長）
- ・飲酒・ひき逃げ事犯に厳罰を求める遺族・関係者全国連絡協議会幹事 井上郁美
- ・認定特定非営利活動法人全国被害者支援ネットワーク顧問 大久保恵美子
- ・独立行政法人国立精神・神経医療研究センター 精神保健研究所成人精神保健研究部
犯罪被害者等支援研究室長 中島聡美
- ・内閣府政策統括官（共生社会政策担当）付 交通安全対策担当参事官 山崎房長

4. 開催概要

平成 24 年度の本事業における検討会では、以下のことが行われた。

(1) 第1回検討会（平成 24 年 10 月 1 日）

- ① 今年度事業計画の検討
- ② 自助グループ運営・連絡会議事業計画の検討
- ③ 各種相談窓口等意見交換会事業計画の検討
- ④ 交通事故で家族・級友を亡くした子どもの支援に関する意見交換会事業計画の検討

(2) 第2回検討会（平成 25 年 1 月 24 日）

- ① 各種相談窓口等意見交換会の途中経過の報告
- ② 子どもの支援に関する意見交換会の途中経過の報告

(3) 第3回検討会（平成 25 年 2 月 21 日）

- ① 各種相談窓口等意見交換会の結果の報告
- ② 子どもの支援に関する意見交換会の実施結果等を踏まえ、今後の方向性の検討
- ③ 事業報告書素案の検討

(4) 第4回検討会（平成 25 年 3 月 13 日）

- ① 本年度事業総括
- ② 事業報告書最終案検討